



にほんくまもりきょうかい

日本熊森協会

会長 森山 まり子

狩猟を毎年確実に実施させ、理不尽な春グマ狩りも復活させて、クマ捕殺数を一層増やそうとする岩手県の計画を止めるためのパブリックコメント（意見公募）にご協力ください

平成25年1月4日締切

（クマを一層殺せるようにする計画）

岩手県は、昨年までの過去9年間で1605頭ものクマを捕殺してきました。県が設定した年間捕殺上限数237頭に対して、今年度は10月31日現在、すでに246頭ものクマが有害捕殺されています。それにもかかわらず、猟友会の反発を恐れてか、県は11月15日からの狩猟自粛を猟友会に指示しませんでした。それどころか、狩猟者の代弁とも言える、狩猟や春グマ狩りを確実に実施できるようにした「第3次ツキノワグマ保護管理計画（案）」を、今回出してきました。

計画は、①捕獲数のカウント時期（管理年次）を変えることで、狩猟を毎年確実に実施させ、②乱獲を招く恐れがあるとしてこれまで禁止してきた春グマ狩りを復活させて、更なるクマ捕殺をめざすものであり、大問題です。近年の奥山生息環境の悪化やこれまでのツキノワグマの大量捕殺を考慮すると、これ以上クマの頭数を減らそうとする案に、動物愛護や共存思想の欠如を感じます。当協会としてはとても認められません。

岩手県の計画に対する日本熊森協会の意見の概要 （HP もご参照ください）

- ① 捕獲数の管理年次を、猟期が始まる11月15日スタートと変更するのは、狩猟を確実に実施させるためのもので、更なる過剰捕殺を招きます。捕獲数のカウントは、現行どおり4月1日からにすべきです。
現行だと、夏から秋にかけて大量の有害捕殺があった場合、11月15日からの狩猟自粛要請が可能です。しかし、捕獲数のカウントを11月15日からに変更すると、毎年確実に獲りたいだけ狩猟をおこなえるようになってしまいます。もし次の年の夏や秋にクマが大量出没しても、「被害の恐れがあり止むを得ない」として、多数のクマを殺すはずで、有害捕獲を抑制するのは難しいので、結局、クマの過剰捕殺となります。このような狩猟者の便宜を図るために作られたとしか考えられない計画案には、絶対に反対です。
- ② 理不尽で残酷な春グマ狩りの復活は、認められない。
春グマ狩りは、何の害も出していないクマを、生息地である山の奥で、秋に予測されるクマ被害の予防という名目で殺すもので、冬眠明けの体力のないクマを獲る、特別残酷で、卑怯な見込み猟法です。
本当の目的は、冬ごもりあけのクマの胆嚢が1年間で最も大きいので、金より高く売れるというクマの胆嚢の販売を願う狩猟者への便宜ばかりであると思われます。
- ③ 岩手県の人工林率は、44%という高率になっています。生息地の復元と被害防除を最優先すべきです。
- ④ 原則放獣体制の確立を
人里に出て来て有害獣として捕獲されたクマのほとんどが殺処分されています。原則放獣すべきです。
- ⑤ 計画を審議する検討会に自然保護団体や動物愛護団体など、動物の立場から発言する人も入れるべき。

パブリックコメントにあなたの意見を **よければ裏面の応募用紙をお使いください**

たいへん短い期間ですが多くの人の声を届けることが必要です。ご協力ください。

【対象案件】岩手県第3期ツキノワグマ保護管理計画について

【意見締切】 **平成25年1月4日**

詳しい情報は岩手県のパブリックコメントのホームページで見ることができます。

【送付先】〒020-8570 岩手県環境生活部自然保護課（住所の記載不要）

Fax: 019-629-5379

e-mail: FA0031@pref.iwate.jp

「岩手県第3次ツキノワグマ保護管理計画（案）」についての意見・提案

計画案は、狩猟が毎年確実に実施できるように配慮して狩猟者たちを喜ばせるためのものであり、クマ捕殺をさらに増大させるもので、一般国民としてはとうてい認められません。豊かな森を形成してくれているクマの命への畏敬の念や、クマたちとの共存を忘れた計画案であり、生物の多様性を守る観点からも、根本的に見直していただくよう求めます。

(計画案への要望)

- 1 捕獲数の管理年次を猟期が始まる11月15日とすることは、狩猟を確実に保証することと、後に続く有害駆除は止められず、過剰捕獲を招くだけなのでやめてください。現行どおり4月1日から捕獲数をカウントしてください。
- 2 春季捕獲は熊の胆を高く売るためのもので、表向きの口実である秋のクマ被害の防止になるとは考えられません。クマにとっては理不尽で残酷な殺され方であり、過剰捕獲にもつながるのでやめてください。
県は予察駆除はしないとうたいながら、一方で、予察駆除となる春季捕獲（＝春グマ狩り）を導入しようとしているのは矛盾しています。
- 3 岩手県の人工林率は44%にも達しており過剰です。県は生息地の復元を第一目標として急ぎ、被害防除を徹底させて、クマを殺さないでクマ問題に対処するよう願います。
- 4 有害捕獲したクマの原則奥山放獣体制を確立してください。
- 5 狩猟者や狩猟奨励派だけを集めた検討会ではなく、自然保護団体や動物愛護団体、倫理学者、教育者など各方面の識者を入れ、県民の声を反映した公正な検討をすべきです。

(上記に付け加える意見や感想)

住所

氏名

電話番号

(送付先)

〒020-8570 岩手県環境生活部自然保護課（郵便番号があれば、住所の記載不要）

Fax : 019-629-5379

e-mail : FA0031@pref.iwate.jp